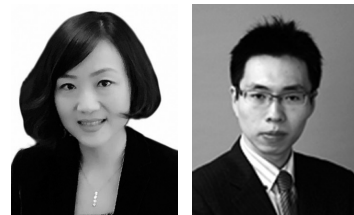


# インターネット上の複数の著作権侵害者及び商標権侵害者に対する一斉の民事上の法的措置



シノフェイス（新諍信）知的財産コンサルティング株式会社  
日本業務部 ゼネラル・マネージャー **王 璐**  
日本業務部 アカウント・マネージャー **富永 隆介**  
中国弁護士 **陳 先鋒**



## 要 約

従来、中国における著作権・商標権侵害品の対策として、調査員を著作権侵害嫌疑品・商標権侵害嫌疑品を販売する販売店舗に派遣して調査させ、侵害行為が実際に実施されている証拠を収集した後、公的な取締機関と連携して取締を実施することが一般的であった。しかしながら、近年中国では移動端末が急速に普及した結果、商取引の多くが、従来の対面販売からインターネットにおける電子取引に移行している。このため、インターネット上で侵害品を販売する侵害者の電子商取引行為を発見する対策が効果的な方法になっており、近年インターネット上で発見した侵害者に対して中国で「批量訴訟」と呼ばれる「インターネット上の複数の著作権侵害者・商標権侵害者に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」(batch civil actions) という対策が中国の知財業界で注目されている。「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」とは、同一の権利者が同一の裁判所において複数の侵害者に対して同一の理由に基づき複数件の民事訴訟などを提訴することなどをさす。本稿では、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」に関する近年の受理案件の統計データ、実際の対策の流れ、実務上の重要な論点（「相反する証拠の不存在」原則など）、注目されている重要案件、当該対策を実施するための仕組みなどを紹介する。

## 目次

1. はじめに
  - (1) 背景
  - (2) リンク削除による対策との対比
  - (3) 求められる対策
2. 複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）
  - (1) 「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」に関する統計データ
  - (2) 「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の流れ
  - (3) 「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」に関する論点
3. 「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を活用した具体例
  - (1) 具体例 1
  - (2) 具体例 2
4. 結言

## 1. はじめに

### (1) 背景

従来、中国における著作権・商標権侵害品の対策は、調査員を著作権侵害嫌疑品・商標権侵害嫌疑品を販売する販売店舗に派遣して調査させ、侵害行為が実際に実施されている証拠を収集した後、公的な取締機関（著作権局・工商局・公安など）にその証拠を提出して取締機関と連携して行政取締・刑事取締を実施するのが一般的であった。商取引の大部分が店舗販売（対面販売）を通じて行われていたことがその要因である。

しかしながら、近年中国ではインターネットに接続可能な PC 機器・スマートフォンなどの移動端末が急速に普及した結果、商取引の多くが、従来の対面販売からインターネットにおける電子取引に移行している。それに伴い、中国における電子取引の市場規模も急激に拡大している。一例を挙げれば、中国電子商取引研究センターによると、図 1 に示すように、2015 年中国の「e コマース」の市場規模は前年比 27.2% 拡大

し、16.2兆元規模に成長した<sup>(1)</sup>。

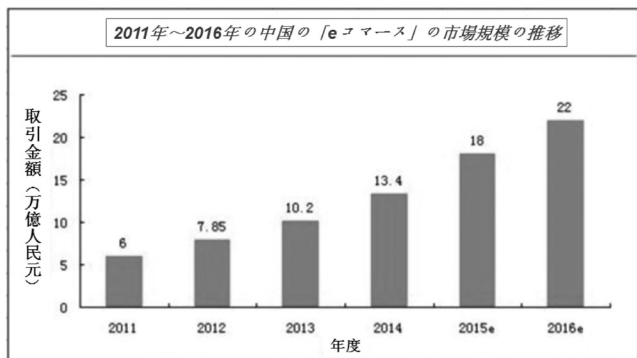


図1：中国の「eコマース」の市場規模の推移

このため、現状では多くの商取引が実店舗ではなくオンライン上でなされているのが実情であり、調査員が店舗を実地調査する従来型的手法では侵害嫌疑品を効果的に取締することは困難になっている。侵害者は実店舗で侵害嫌疑品を販売していないため、実地調査で証拠を収集するのが困難であることがその理由である。

そこで、インターネットでの電子商取引が普及した昨今、インターネット上で侵害品を販売する侵害者の電子商取引行為を発見する対策が効果的な取り締まり方法になっている。インターネットを通じて侵害者を調査すると、有力な電子商取引プラットフォームにおいて膨大な数の小規模の侵害者が経営するネットショップが発見されることが多い。膨大な数の小規模の侵害者に対して、くまなく民事責任を追及することは、企業などの権利者の予算・マンパワーの側面から、実際には容易なことではない。

## (2) リンク削除による対策との対比

以前、中国のインターネット上で氾濫する大量の侵害品に対する対策として、低コストで実施できる侵害品の販売ページへのリンク（侵害リンク）削除による対策が利用されてきた。

しかしながら、中国の電子商取引のプラットフォームでは、店を開設する条件は緩い（友人や家族の身分証明書で簡単に開設できることが多い）ため、当該店へのリンクを削除しても、侵害者は直ちに別の店を開設することが非常に多い。リンク削除による対策がたちごっこになり、侵害行為の再犯率が高く、侵害の再発防止の観点からすれば、侵害者に対してリンク削除のみで対抗するのは効果が弱いことが少なくないと

言える。

侵害リンク削除のデメリットとして、下記の点が挙げられる。

(a) 電子商取引プラットフォームに出店するネットショップの店主（侵害嫌疑者）は、出店するために電子商取引プラットフォームに出店料などを支払っており、電子商取引プラットフォームの運営者とネットショップの店主との間に利害関係が存在することから、権利者が電子商取引プラットフォームの運営者に対して申し立てたリンク削除理由は正当な内容であったとしても、電子商取引プラットフォームの運営者に当該リンク削除の理由が認められず、当該リンク削除要請が却下される可能性が存在していた。このため、侵害リンクを確実に削除することが出来ない問題点が存在する。

(b) リンク削除による対策では、当該侵害リンクを削除するのみであり、侵害者に対して法的な処罰等を処しない為、侵害者が再犯する可能性が非常に高いという問題点が存在する。

(c) 日々、新規に生成される侵害リンクを削除するために、企業などの権利者は、継続的に侵害リンクの対策に予算を投入する必要があり、かつその効果も予測困難であるという問題点が存在する。

## (3) 求められる対策

そこで、従来から実施してきた侵害リンク削除の対策に加えて（或いはその代替措置として）、近年「インターネット上の複数の著作権侵害者・商標権侵害者に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」（以下、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」という。）という対策が中国の知財業界で注目され、活発に利用されている。なお、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」は、中国では「批量訴訟」と呼ばれている。

詳細については下記で述べるが、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」とは、同一の権利者が同一の裁判所において複数の侵害者に対して同一の理由に基づき複数件の民事訴訟などを提訴すること、又は複数の権利者が同一の裁判所において同一の侵害者に対して同一の理由に基づき複数件の民事訴訟などを提訴することをいう。同一の裁判所において同一の理由に基づき複数件の民事訴訟を提訴するため、原告は同一の弁護士に当該複数件の民事

訴訟を依頼することにより、原告の弁護士は各案件の準備時間を抑えることができると同時に、各地の裁判所に移動する必要もないため、各民事訴訟の案件あたりの弁護士費用を抑制でき、統一的な処理をすることによりスケールメリットを獲得する方法である。

具体的には、有力な電子商取引プラットフォーム上の侵害者を網羅的に調査して、優先順位をつけて侵害被害の多い数十社の侵害者に対して、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を採る。それにより、悪質な侵害者の民事責任を追及でき、悪質な侵害者に対して和解金・損害賠償金を請求でき、得られた和解金・損害賠償金を他の侵害者の民事責任を追及するための予算に充てることが可能となる。これにより、企業などの権利者の一定の初期投入をすれば、その後はほとんど予算を投入することなく、継続的に侵害者に対して民事責任を追及できることになる。その結果、中国市場における侵害品被害を大幅に減少させることが可能となる。

「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」のメリットとして、下記の点が存在する。

(a) 裁判で勝訴することにより、判決書を根拠として侵害リンクを確実に電子商取引プラットフォームの運営者に削除させることができる。

(b) 裁判所の判決書を根拠に侵害者に対して強制的に罰金等を処することにより、侵害者の再犯の抑止効果を期待でき、再び侵害品を取り扱う可能性を大幅に低減できる。

(c) 企業などの初期予算を抑えつつ、侵害者から損害賠償金を請求できるため、得られた損害賠償金を後続の侵害品対策の予算に充てることにより、全体としての予算を抑えることが可能であると同時に、対策の効果も顕著である。

## 2. 複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）

### (1) 「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」に関する統計データ

「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の利用状況を把握するために、南昌高新技术産業開発区人民法院及び江西省高級人民法院が2011年以降受理した「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の案件の推移につい

て紹介する<sup>(2)</sup>。この推移に関する統計は、南昌高新技术産業開発区人民法院又は江西省高級人民法院において、同一の権利者が5名以上の侵害者に対して一斉に5件以上の民事訴訟を提訴した案件を「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」としてカウントした。

2011年1月から2014年4月までに、上記2つの裁判所が受理した「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の案件群は32群であり、提訴された民事訴訟件数の合計は455件である。具体的には、2011年において、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の案件群は6群であり、提訴された民事訴訟件数の合計は113件である。2012年において、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の案件群は7群であり、提訴された民事訴訟件数の合計は76件である。2013年において、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の案件群は13群であり、提訴された民事訴訟件数の合計は226件である。2014年において、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の案件群は4群であり、提訴された民事訴訟件数の合計は40件である。

案件の種類でみると、「複数の著作権侵害者に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の案件群は16群であり、提訴された民事訴訟件数の合計は240件である。「複数の商標権侵害者に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟）」の案件群は12群であり、提訴された民事訴訟件数の合計は184件である。

侵害者の侵害行為類型の多くは、侵害品の製造行為ではなく、侵害品の販売行為であった。侵害品の種類の範囲は広範であり、筆記具、スポーツ用品、書籍、画像、アニメの関連商品などのブランド品に及んだ。一例として、ルイ・ヴィトン（LV）や有力ソーシャルアプリQQを提供するテンセントが「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を利用して、中国の複数の侵害者の民事責任を追及していた。

また、別の統計調査では、某中国大手スマートフォン製造メーカーは、52件の民事訴訟を提訴し、11件の民事訴訟は結審し、得られた損害賠償金は合計で19.8万元であった。残りの41件は訴訟係属中である。某上海著名衣服メーカーは、19件の民事訴訟を提訴し、5件の民事訴訟は結審し、得られた損害賠償金は合計

で16.1万元であった。残りの14件は訴訟係属中である。某中国アニメプロダクションは、18件の民事訴訟を提訴し、5件の民事訴訟は結審し、得られた損害賠償金は合計で5.9万元であった。残りの13件は訴訟係属中である。これらの案件では、訴訟の提訴から損害賠償金の回収までの平均的な周期は6カ月であった。

## (2) 「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の流れ

以下、一般的な「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の流れについて説明する。当然ながら、各案件の特性（侵害品の価格、侵害リンクの数、権利者の予算など）に応じて、戦術を修正することは必要である。

### STEP1 権利侵害の調査

インターネット上の著作権侵害嫌疑品・商標権侵害嫌疑品を監視するITシステムなどを利用し、著作権侵害嫌疑品・商標権侵害嫌疑品を販売する侵害リンクを網羅的に収集し、当該嫌疑品の価格、当該嫌疑品に対する消費者の評価・コメント等を分析する。主要な著作権侵害嫌疑業者・商標権侵害嫌疑業者を特定し、販売量等に基づき、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を適用する優先順位をつけたブラックリストを作成する。

### STEP2 サンプル品の購入

上記ブラックリストを参考して、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を適用する予定の侵害嫌疑者が販売する侵害嫌疑品を購入する。侵害嫌疑品について真贋判定し、真贋判定の結果、侵害品であると特定できた場合、下記のSTEPに進む。なお、侵害嫌疑者のページ上の写真で当該侵害嫌疑品が侵害品であると判断できる場合、実際にサンプル購入を実施しないことも可能である。これにより、コストを節約することができる。

### STEP3 証拠を保全する為の公証

複数の侵害者に対して、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を適用する前に、当該侵害嫌疑品を訴訟などで使用可能な証拠として利用できるよう、侵害嫌疑品の購入から、真贋判定

までの過程を公証しておくことが不可欠である。

### STEP4 侵害行為の停止及び損害賠償金についての交渉

権利者は複数の侵害者に対して、インターネット上で侵害品を販売する侵害行為の停止及びこれまでの侵害行為により権利者が被った損害に対する損害賠償金を求めて、交渉をする。交渉が成立すれば、侵害者との間で、侵害行為を今後一切実施せず、万一、侵害行為を実施した場合に高額な違約金を支払う旨、及び以前の侵害行為により権利者が被った損害に対する損害賠償金を支払う旨の保証書を交わす。この段階で、インターネット上で侵害品を販売する行為が停止され、損害賠償金が権利者に支払われる。権利者は得られた損害賠償金をこれまでの侵害行為の対策に使用した予算又は今後の対策のための予算に充てることができる。なお、案件の具体的状況に応じて、事前に交渉せず、直ちに提訴して、下記に述べる裁判上の和解（調解）を利用して裁判所で侵害者と交渉することも効果的である。

### STEP5 民事訴訟提起の提訴

侵害者が交渉に応じない場合、複数の侵害者に対して民事訴訟を提訴する。中国では、ダオバオ・天貓が電子商取引プラットフォームとして代表的な地位にあり、多くの侵害者がダオバオ・天貓に出店して侵害品を販売していると言われている。このため、原告の訴訟効率を向上させるために、各侵害者に加えて、ダオバオ・天貓を共同の被告とすることが一般的である。

中華人民共和国民事訴訟法第二十八条において、「権利侵害行為について提起される訴訟は、権利侵害行為地又は被告の住所地の人民法院が管轄する。」と規定されている。また、最高人民法院の「中華人民共和国民事訴訟法」に関する司法解釈第二十四条において、「民事訴訟法第二十八条に規定する権利侵害行為地には、権利侵害行為の実施地及び権利侵害行為の結果発生地が含まれる。」と規定されている。ダオバオ・天貓の所在地はともに杭州にあり、ダオバオ・天貓も被告にすることにより、全ての民事訴訟を杭州市の裁判所に集めることができる。これにより、原告の訴訟進行の効率を向上させることができる。また、同一の裁判所で同様な案件が審理されることから、判決内容

の統一性も期待でき、画一的な執行が可能となる。

参考として、図2に天猫を第二被告にした訴状を掲載する。訴状の内容は簡潔であり、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」は侵害事実が明らかな案件（デッドコピーに関する案件）を対象にすることが分かる。

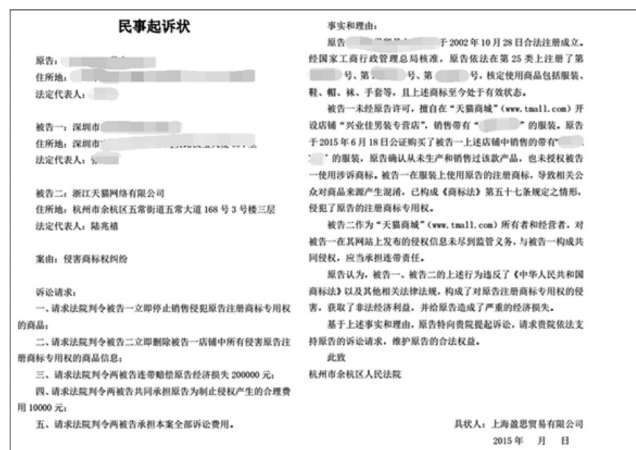


図2：「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の訴状

### STEP6 裁判上の和解（調解）

中国の知財民事訴訟の特徴として、裁判所の主導の下で原告と被告が互譲の精神に基づく法的拘束力を有する被告の侵害行為の停止と原告への和解金の支払いを内容とする調解（日本の民事訴訟の裁判上の和解に相当）が多く利用されている。このため、実際に最終判決が下されることはそれほど多くないのが現状である。

複数の侵害者が相互に訴訟の対応について意見交換することがあり、侵害者の内で影響力の大きい侵害者が裁判所上の和解（調解）に応じれば、他の侵害者も同様に裁判所上の和解（調解）に応じることが多い。

### STEP7 判決

被告が頑なに裁判上の和解を拒む場合、裁判所は開廷し、審理を開始する。「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」において、訴訟効率を上げるために著作物又は商標のデッドコピー品を販売する侵害者に対して権利行使するので、被告は自身の販売品が当該著作物の同一性の範囲にはない又は当該商標の類似の範囲にはないなどの否認ができず、原告が実際の権利者ではないなどの特段の事情がない限り、原告が敗訴することは基本的にないと言える。原告の勝訴判決が下されることにより、法的に被

告の侵害行為の停止と損害賠償金の支払いを強制することができる。

このように、訴訟の提訴前の交渉と、訴訟の提訴後開廷前の裁判所の主導に基づく裁判上の和解交渉と、侵害者と2回交渉する機会があるため、実際の案件では判決に至ることは多くない。

なお、参考として、図3に「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」に関する判決書の一部を掲載する。本件では、第一被告に28000元の損害賠償金を支払う旨の判決が下された。第二被告である天猫の損害賠償責任は認められなかった。電子商取引プラットフォームの損害賠償責任は認められないことが多い。

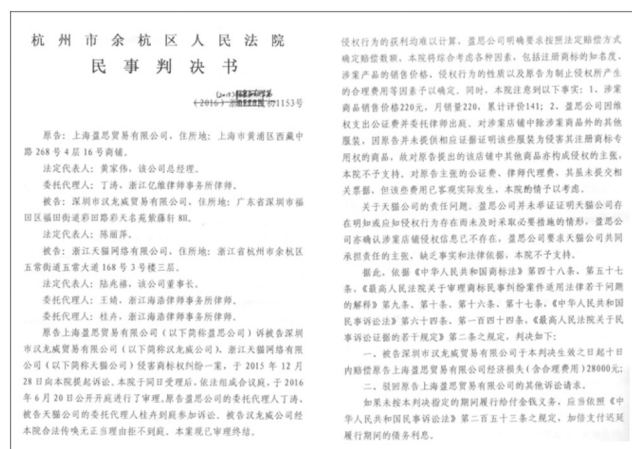


図3：「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の判決書の一部抜粋

### (3) 「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」に関する論点

「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」に関して、実務では様々な論点が存在するが、その一部を紹介する。

#### (a) 「相反する証拠の不存在」原則の適用について

画像販売の大手の米国 Getty Images の中国合弁会社である華蓋創意画像技術有限公司（以下、華蓋創意という）は、広東省中山市第二中级人民法院において、侵害者が自社の画像を無断で使用したとして、著作権侵害を理由に、複数件の民事訴訟を提訴した<sup>(3)</sup>。

被告は訴訟の中で、中華人民共和国著作権法第8条において、「著作権者及び著作隣接権者は、著作権管理団体に授権して著作権又は著作隣接権を行使させることができる。著作権管理団体は授権された後に、自らの名義でもって著作権者と著作隣接権者のために権利

を主張することができる。併せて著作権又は著作隣接権にかかる訴訟や仲裁活動に当事者として関与することができる。」と規定されているが、華蓋創意は中華人民共和国著作権法の第8条に規定する著作権の集中管理団体ではないため、著作権を所有していることを立証することを要するが、華蓋創意は各画像の著作権を所有していることを立証できる証拠がないことを主張した。

本件では、華蓋創意はそもそも各画像について著作権を所有しているかについて争われた。当該人民法院は、華蓋創意はインターネット上で当該画像を公開しており、著作権を所有している旨を表示しており、華蓋創意が著作権を所有することについての「相反する証拠が存在しない」（即ち、華蓋創意は著作権を有さない証拠がないこと）であるため、当該人民法院は、華蓋創意は、各画像について著作権を所有すると認定した。結果として、華蓋創意の勝訴判決が下された。

#### (b) 和解で合意した損害賠償金と判決で容認した損害賠償金の格差について

一般的に、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」において、判決よりも和解（調解）により案件が終了することが多い。一例として、2012年の上海紅双喜案件において、権利者は合計29件の民事訴訟を提訴したが、和解で終了した案件が25件であり、判決により終了した案件は僅か4件であった。通常、和解で終了した案件における損害賠償金は比較的高額であり、このため判決により終了した案件は和解により終了した案件の損害賠償金の水準を参照して、損害賠償金を決定すべきか否か問題である。（筆者の経験ではあるが、和解交渉時に相手側が同意した損害賠償金は高額であったにも関わらず、権利者の方針により和解せず判決まで至ったため、判決で下された損害賠償金は以前相手側が同意した損害賠償金よりも低額になったことがある。）

例えば、2012年の上海紅双喜案件では、和解で終了した案件の損害賠償金は約3000元から4000元であったが、資本金が1万元の雑貨店にとって1元の卓球ボールを数個販売しただけで、このような高額な損害賠償金は受け入れ難く、和解することは困難である。その雑貨店が所在する地方の経済発展状況を考慮すると、判決で3000元の損害賠償金を下すのは高額であると考えられるが、一方、仮に損害賠償金を1500元に

すると、侵害者に対する制裁・侵害の抑止としては十分ではなく、権利者にとっては納得できないとも考えられる。

#### (c) 同一の侵害者が再度侵害行為を実施した場合の損害賠償責任について

同一の侵害者が再度同一の権利者の権利侵害行為を実施した場合、損害賠償は以前の水準で認定されるべきか、それとも損害賠償の水準を上げるべきか問題である。このような問題は、カラオケの歌曲の利用やインターネット上の動画配信に関する案件でよく見られる。権利者が最初に「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を適用する際、侵害者の一部の侵害行為に対して民事責任を追及し、案件が終了したあとに、再度同一の侵害者の関連する他の一部の侵害行為に対して民事責任を追及することがある。

再度侵害者の他の一部の侵害行為に対して民事責任を追及するときに、当初の侵害者の一部の侵害行為に対して民事責任を追及するときと同様な水準で損害賠償金を認定すると、不合理であるとも考えられる。侵害者は権利者の権利を侵害していることを知りながら、他の一部の侵害行為を実施していたため、損害賠償金の水準を上げるべきであると考えられるからである。

しかしながら、権利者が2回に分けて、侵害者の民事責任を追及した真意は客観的には分からず、当初民事訴訟を提訴したときに侵害者の他の一部の侵害行為を発見出来なかったのか、それとも損害賠償金の水準を上げるために、故意に2回に分けて民事訴訟を提訴したのか判断することは困難である。仮に、故意に2回に分けて民事訴訟を提訴した場合、2回目の民事訴訟の損害賠償金の水準を上げるのは被告にとって不公平であり、実務では争点になることが多い。

### 3. 「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を活用した具体例

以下、「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の実際のイメージを把握するために、具体例を紹介する。

#### (1) 具体例1

2016年、登録商標「緑茶餐厅」の商標権者である杭

州緑茶飲食管理有限会社（以下「杭州緑茶」という。）は、大手クーポン共同購入サイト「美团」に出店する当該商標権を侵害する二十数店舗及び美团を共同の被告として、当該商標権の侵害を理由に北京海法院に提訴した<sup>(4)</sup>。杭州緑茶は、美团サイトの当該二十数店舗のページにおいて、杭州緑茶の許可なく、杭州緑茶の商標・実店舗の写真が無断で使用されており、消費者を混同させたと主張し、被告が即時に当該商標などの使用を停止すること及び損害賠償を要求した。

杭州緑茶は、美团のビジネスモデルは、他の電子商取引プラットフォームとは異なり、美团は各店舗から売上上の3.5%をサービス料として徴収しており、美团は単なるプラットフォームの運営者ではなく、実際にはオンライン上の販売業者であり、損害賠償責任を負うと主張した。（一般的な電子商取引プラットフォームは、店舗を開設するときに店舗開設費を徴収するのが通常である。）杭州緑茶は、2回に渡り美团に対して各店舗が当該商標などの使用を停止させるよう警告したが、一部の店舗（2016年3月時点、20店舗程度）では依然として当該商標などを使用していた。

それに対して、美团は、杭州緑茶の警告書を受け取った時点で、直ちに関係する店舗の当該商標の使用を停止させたと反論した。さらに、杭州緑茶ブランドを重点保護リストに追加し、他の商標権侵害者がいないかオンライン上で監視を継続していると反論した。（本件から分かるように、日系企業も電子商取引プラットフォームの運営者に対して、積極的に自社の権利保護を要請することにより、当該運営者の重点保護リストに追加され、より一層の権利保護が期待できる可能性が高いと言える。）

本件は、美团が美团サイトにある他の商標権侵害者のページを削除すること及び今後新規出店する店舗の事前審査、事後的監視、自主的な管理を強化することを条件に、杭州緑茶と美团が和解し、訴訟は取り下げられた。

## （2） 具体例 2

本件は侵害リンクに関する案件であるが、権利者がリンク削除を要請した後に、要請の根拠であった自社の知的財産権が無効審判で取消され、当該権利者の損害賠償責任について判断した案件であり、権利者にとって重要な案件であるので紹介する。

2013年、某科学技術公司(X)は、大手電子商取引プ

ラットフォームである天猫サイト上に出店している某旗艦店(Y)が販売するノートパソコンの熱拡散器が自社の意匠権及び登録実用新案権を侵害することを発見した<sup>(5)</sup>。同年5月、6月、2回に渡り天猫サイトに対してYの販売ページへのリンク削除を要請した。同年8月12日、天猫サイトは当該販売ページへのリンクを削除した。

Xは天猫サイトに対してYの販売ページへのリンク削除を要請すると同時に、Yに対して、自社の意匠権及び実用新案権を侵害することを理由に民事訴訟を提訴した。2013年7月30日、Xは意匠権の侵害を理由とする民事訴訟を取り下げた。また、2014年6月、Xの実用新案登録は無効審判で無効審決が下され、Xは審決取消訴訟を提訴したが、同年Xは実用新案権の侵害を理由とする民事訴訟も取り下げた。

このため、YはXのリンク削除要請により、販売ページへのリンクが削除されたため、販売金額が著しく減少したので、Xに対する100万元の損害賠償責任及びリンクを削除した天猫サイトの連帯責任を追及するために、訴訟を提訴した。

Yは、侵害責任法によれば、Xは当該ノートパソコンがXの権利を侵害することが裁判所で確定してから天猫サイトにリンク削除を要請すべきであるところ、また天猫サイトも権利を侵害することが裁判所で確定してからリンク削除すべきであるところ、X及び天猫サイトは裁判所で侵害事実が確定していないのにも関わらず、Xのリンク削除の要請行為及び天猫サイトのリンク削除行為は、侵害責任法の規定に反するため、両者は損害賠償責任を負うと主張した。

Xは、天猫サイトのリンク削除の要請規定に基づき、自社の利益を保護するために、リンク削除を要請しただけであり、Yの販売を妨げる意図は全くなかったと反論した。また、2回に渡り、天猫サイトに対してリンク削除を要請したにも関わらず、当該要請は採用されておらず、リンクを削除したのは天猫サイトの自主行為であり、リンク削除とXのリンク削除の要請行為の間に因果関係は存在しないと反論した。

天猫サイトは、自身は電子商取引プラットフォームにすぎず、X及びYの双方の主張に対してプラットフォームとして双方の主張内容を十分に審査しており、Xのリンク削除の要請に対しても即時には対応せず、Yに反論する機会を与えており、（結果的にリンクを削除したが、）Xの要請を容認していないと反論

した。また、天貓サイトは、自身はプラットフォームであるので、商品が他者の知的財産権を侵害しているか否かを判断する責務と権限を有さず、XがYに対して提訴した民事訴訟が裁判所で受理されたために、リンクを削除しただけであり、リンク削除に対して自身は無過失であるので、損害賠償責任を負わないと反論した。

裁判所は、X及び天貓サイトの「各自の行為実施時」に過失の有無が損害賠償責任を負うか否かを決定すると判示した。Xのリンク削除の要請行為の正当性は、単にXが自社の権利が侵害されたという主張が裁判所で支持されたか否かによって判断されるべきではなく、当該行為を実施した時に悪意又は重過失があるか否かによって判断するのが妥当であると判示した。Xは、権利者としてYに対して権利を行使すること自体は正当であり、リンク削除の要請のプロセスをみても、Xは天貓サイトの規定に基づき、関連する資料を提供してリンク削除の要請をしており、当該プロセス中にXの過失があるとは認められないと判示した。

天貓サイトについてみると、実用新案権及び意匠権の侵害判断には法的知識・技術的知識を要するが、そのような知識を電子商取引プラットフォームに求めることは電子商取引プラットフォームの能力を越えるものであり、天貓サイトは詳細なリンク削除の要請規定を設けており、本件では当該規定に基づき処理しているため、天貓サイトは電子商取引プラットフォームとして果たすべき責務を果たしており、天貓サイトにも過失があるとは認められないと判示した。以上より、Yの請求を棄却した。その後、Yは上訴せず、本件は確定した。

なお、第4次中国特許法改正案（審議送付案）の第63条には、「ネットワークサービス提供者が、ユーザがその提供するネットワークサービスを利用して専利権侵害または専利詐称を行っていることを知りながらまたは知らないことにつき過失がある場合において、適時に侵害製品のリンクを削除、不表示、切断するなどの必要な措置を講じてそれを阻止しなかった場合には、連帯責任を負わなければならない。」との条項を設ける予定である。本条項の趣旨は、特許権侵害の防止に対する電子商取引プラットフォームの運営者に協力を求めることにあり、電子商取引プラットフォームの運営者が侵害リンクを削除する義務を法的に定める予

定である。

本件から分かるように、（日系企業は、リンク削除を要請される側ではなく、リンク削除を要請する側に立つことが多いと考えられるが、）リンク削除を要請する側としては、正当に権利行使（裁判所に訴訟を提訴することであり、侵害リンクの削除を要請することであり）する限り、結果的に自社の知的財産権が無効になっても、事後的に損害賠償責任を負わない可能性が高いと言える。なお、同第63条には、「専利権者または利害関係人が、ネットワークサービスを利用した専利権侵害または専利詐称が発生している証拠を有する場合、ネットワークサービス提供者にそれを阻止するために上記の必要な措置を講じるよう通知することができ、ネットワークサービス提供者は、その有効的な通知を受けたにもかかわらず適時に必要な措置を講じなかった場合には、損害が拡大した部分について連帯責任を負わなければならない」との条項を設ける予定であり、特許権者等が特許権侵害行為が発生している証拠を有せば、電子商取引プラットフォームの運営者に対して侵害リンク削除などを要請できる権利を法的に定める予定である。

#### 4. 結言

「インターネット上の複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」（「批量訴訟」）は、日本国内ではあまり利用されていない知財の保護方法である。そのため、中国市場において、欧米企業や中国本土の企業は積極的に「複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を利用して、中国市場で自社のブランド・企業イメージを保護し売上高を向上させているのに対して、日系企業は中国市場においても「インターネット上の複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」をほとんど利用していないのが現状である。しかしながら、中国市場では、電子取引の市場規模が急激に拡大しており、中国での事業を強化し市場シェアを維持・拡大するためには、「インターネット上の複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の利用を真剣に検討すべき時代になりつつあると考えられる。

私見ではあるが、「インターネット上の複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」を効果的に実施するのに重要なことは、各案件をどの



ように処理するか（和解するか、判決までいくかの判断など）について権利者が介入せず、各案件の対応方針を委任した訴訟弁護士に委ねることであると考えられる。なぜならば、上記から分かるように、「インターネット上の複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」の各案件の損害賠償金は低廉であるので、法的措置（民事訴訟）を継続するためには損害賠償金の回収の周期を短くし、コストの面からスケールメリットを図ることが必要であり、権利者が各案件の処理に介入すると、複数の案件の処理の方針が崩れ、損害賠償金の回収の周期が長くなり、スケールメリットを享受できず、「一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」が失敗に終わることがあるからである。一方、委任された訴訟弁護士は、定期的に各案件の進捗（今期得られた損害賠償金の金額、係属している訴訟案件数、来期の損害賠償金の金額の見通しなど）を報告することが必要であると考えられる。

本稿を通じて、「インターネット上の複数の主体に対する一斉の民事上の法的措置（民事訴訟の提訴）」に関する読者の理解が少しでも深まり、日本国弁理士が提供する中国知財コンサルティングに少しでも貢献出来れば、幸いである。

**(参考文献)**

- (1) 王晓易, 21 世纪经济报道, <http://money.163.com/16/0517/16/BN9GPRUG00253B0H.html>
- (2) 江西省高级人民法院 邹征优, 南昌高新技术产业开发区区人民法院 孟李玲, 批量知识产权诉讼案件调研报告
- (3) 经济参考报, 新华网, [http://news.xinhuanet.com/fortune/2012-11/20/c\\_123974434.htm](http://news.xinhuanet.com/fortune/2012-11/20/c_123974434.htm), 2016/8/30
- (4) 新京报, 新浪网, <http://news.sina.com.cn/sf/news/2016-08-11/doc-ifxuxnai9888903.shtml>, 2016/8/30
- (5) 知识产权那点事, <http://www.aiweibang.com/yuedu/123040345.html>, 2016/8/30

(原稿受領 2016. 9. 16)